

せんしゅんかい訪問介護センター みなせ

指定訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 千春会が開設する「せんしゅんかい 訪問介護センターみなせ(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態または要支援状態又は事業対象者(以下「要介護者等」という)にある高齢者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業サービス(以下、「訪問サービス」という)を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業に当たっては、必要なときに必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 介護事業に係わる法律、省令、通達に基づきサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業所運営を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 この事業所が実施する訪問サービスの提供に当たっては、当該事業者の介護福祉士、訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修1級・2級課程修了者または看護師等によってのみ訪問サービスを行うものとし、第三者への委託によって行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 せんしゅんかい 訪問介護センター みなせ
- (2) 所在地 大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目12番11号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 2人以上(うち1人以上は常勤職員を配置する。)

サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画又は第一号訪問事業計画書の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員 常勤換算方法で2.5人以上
訪問介護員は、訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から日曜日まで無休とする。ただし、12月30日から1月3日までを除くが、必要に応じ前記休業期間の間でもサービス提供を行う。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時まで
サービス提供時間：午前6時から午後10時まで
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は市町村が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村から利用者に対して交付される介護保険負担割合証記載の負担割合（1割または2割）の額を利用者から徴収する。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
- ①食事の介護
 - ②排泄の介護
 - ③衣類着脱の介護
 - ④入浴の介護
 - ⑤身体の清拭、洗髪
 - ⑥その他必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
- ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居等の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な家事
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の基準に準ずる内容

2. 正当な理由がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。キャンセル料については別紙料金表のとおりとする。なお、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業サービスについては、月額定額報酬のためキャンセル料は徴収しない。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に

文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に(記名押印)を受けることとする。

4. 利用料等の支払いを受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
5. 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、原則として、高槻市、島本町、大山崎町及び長岡京市とする。但し、介護予防・日常生活支援総合事業については、高槻市を除くものとする。

(緊急時における対処方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第10条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第11条 従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(虐待防止のための措置事項に関する事項)

第12条 事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行うこととする。

- (1) 虐待防止のための指針を設ける。
- (2) 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。
- (3) 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- (4) 虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニ

ュアルに沿って対応する。

(6) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止に関する責任者 管理者 加藤 優子

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後もこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. 事業所は、訪問介護に関する記録を整備し、訪問介護完結の日から 5 年間保存するものとする。

5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団 千春会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日をもって改定する。

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日をもって改定する。

この規程は、平成 16 年 12 月 16 日をもって改定する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日をもって改定する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日をもって改定する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日をもって改定する。

この規程は、平成 20 年 5 月 16 日をもって改定する。

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日をもって改定する。

この規程は、平成 21 年 12 月 22 日をもって改定する。

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日をもって改定する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日をもって改定する。

この規程は、平成 23 年 6 月 16 日をもって改定する。

この規程は、平成 25 年 4 月 9 日をもって改定する。

この規程は、平成 26 年 4 月 4 日をもって改定する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日をもって改定する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日をもって改定する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日をもって改定する。

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日をもって改定する。

この規程は、令和 4 年 6 月 16 日をもって改定する。

この規程は、令和 5年 4月 1日をもって改定する。

この規程は、令和 5年 5月 1日をもって改定する。

この規程は、令和 6年 4月 1日をもって改定する。

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
せんしゅんかい訪問介護センターみなせ
(居宅介護・重度訪問介護) 運営規程**

(事業の目的)

第1条 医療法人社団千春会（以下「事業者」という。）が設置するせんしゅんかい訪問介護センターみなせ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）及び重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護及び指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第107号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 せんしゅんかい訪問介護センターみなせ
- (2) 所在地 大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目12番11号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条

本事業所に職員を置く。

- (1) 管理者 1名(常勤職員、サービス提供責任者兼務)

管理者は、事業所の行う業務を統括し事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な命令を行い、従業者を指揮管理する。

- (2) サービス提供責任者 2名以上(うち1名は常勤職員、うち1名は管理者兼務)

サービス提供責任者は、介護福祉士を選任する。

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅介護計画を作成し利用者またはその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込に係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 2名以上。

従業者は、管理者の指揮管理の下で居宅介護計画に基づき指定居宅介護の提供に当たる。

- (4) 事務職員 2名(非常勤)

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

3 サービスの提供にあたっては、第1項の(3)及び(4)に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者

- (3) 障害児
- (4) 難病等対象者

2 指定重度訪問介護を提供する主たる 対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 難病等対象者

(指定居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院介助（本事業所の従業者が自ら運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）
 - キ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護に関する内容
 - 日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、身体介護、家事援助、見守り等の支援を行う。
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) から (4) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事

項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

- 3 正当な理由がなく指定居宅介護等をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。但し、体調不良等やむを得ない場合は除くものとする。
 - (1) 利用日前日の午後5時まで : 無料。
 - (2) 利用前日の午後5時～提供時間まで : 当該基本料金の50%
 - (3) 利用日のサービス提供時間以降 : 当該基本料金の100%
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、大阪府高槻市、大阪府三島郡島本町、京都府乙訓郡大山崎町及び京都府長岡京市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第12条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

- 第13条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

- 第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

- 第15条 従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて保健所の助言を求めるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を提的に実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第16条

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行うこととする。

- (1) 虐待防止のための指針を設ける。
- (2) 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。
- (3) 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- (4) 虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。
- (6) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
虐待防止に関する責任者 管理者 加藤 優子
- (7) 成年後見制度の利用支援

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 月1回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

医療法人社団千春会せんしゅんかい訪問介護センターみなせ

(平成18年4月1日施行)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年5月16日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年12月22日から施行する。

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年6月16日から施行する。

この規程は、平成23年12月16日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月16日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月19日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月22日から施行する。